

## 公立大学法人大阪市立大学役員退職手当規程

制 定 平成 18.4.1 規程 123

最近改正 平成 21.4.1 規程 19

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人大阪市立大学の理事長、副理事長、理事及び監事（非常勤である者を除く。以下「役員」という。）の退職手当に関し、必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の支給額)

第 2 条 役員が退職（解任及び死亡を含む。以下同じ。）した場合の退職手当の額は、役員として引き続き在職期間 1 月につき、退職日におけるその者の給料月額（公立大学法人大阪市立大学役員給与規程第 4 条第 1 項各号に掲げる額を 12 で除して得た額（その額に 1 円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額。）以下この条について同じ。）に 100 分の 10 の割合を乗じて得た金額とする。ただし、異なる役職の役員に引き続いて在職した場合は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1 月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの給料月額に 100 分の 10 の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

2 前項の規定による退職手当の額は、その者の勤務実績等に応じ、これを増額し、又は減額した額とすることができる。

(解任の場合の支給制限)

第 3 条 役員が地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 17 条第 2 項又は第 3 項に基づき解任された場合は、前条の退職手当を減額し、又は支給しないことができる。

(在職期間の計算)

第 4 条 退職手当の算定の基礎となる在職期間の月数の計算は、役員としての引き続いた在職期間とし、1 月に満たない端数（以下「端数」という。）が生じたときは 1 月と計算するものとする。

2 異なる役職ごとの在職期間がある場合において、役職別の在職期間が同一の月で重複している場合は、端数の少ない在職期間から 1 月を減じるものとし、端数が同じ場合は後の在職期間から 1 月を減じるものとする。

3 役員が、任期満了の日又はその翌日に再び同一の役職の役員に任命された場合には引き続いて在職したものとみなす。引き続いて役職を異にする役員に任命された場合も同様とする。

(在職期間の通算)

第 5 条 次の各号に該当する場合には、引き続いた在職期間のうち各号に定める期間を、第 4 条第 1 項に規定する役員としての引き続いた在職期間とみなす。

(1) 本法人の教職員であるものが役員となるために退職（定年退職を除く。）し、引き続き役員となった場合

教職員の期間及び公立大学法人大阪市立大学教職員退職手当規程（以下「教職員退職手当規程」という。）により教職員としての引き続いた在職期間とみなされる期間

(2) 大阪市と本法人の間での相互了承の下に行われる人事交流等（以下「人事交流等」と

いう。)により大阪市の職員から引き続き本法人の役員となった場合

大阪市の職員の期間及び職員の退職手当に関する条例(昭和24年大阪市条例第3号)により大阪市の職員としての引き続いた在職期間とみなされる期間

(3) その他理事長が特に必要と認める場合

理事長が認める期間

2 前項に該当するもののうち月の途中で役員となった場合の在職期間の計算は、前条第2項の規定を準用する。

(教職員の期間を有する役員の取り扱い)

第6条 前条の適用を受ける役員が、前号各号の期間の全部又は一部について、既に退職手当を受けているときは、前条の規定に関わらず、当該退職手当の算定の基礎となった在職期間は、第4条第1項の在職期間には含まないものとする。

2 前条の適用を受ける者の退職手当は、第1号に定める額に第2号に定める額を加えた額とする。

(1) 役員の期間を基礎として、第2条及び第4条の規定により計算した退職手当の額

(2) 前条の規定により役員としての引き続いた在職期間とみなされる期間(前号の期間を除く。)及びその期間の最後に受けることとなった給料の月額を基礎とし、教職員退職手当規程第2条の2の規定により計算した退職手当の額

(退職手当の支給制限)

第7条 次の各号に掲げる場合については、退職手当を支給しない。

(1) 役員が、退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び役員となった場合

(2) 役員が、教職員となるために退職した場合

(3) 役員が、人事交流等により引き続き大阪市の職員となった場合において、大阪市の退職手当に関する規定により、役員の期間を大阪市の職員としての引き続く在職期間とみなされる場合

(退職手当の支給等)

第8条 教職員退職手当規程第4章、第5章及び第6章の規定は、役員の退職手当について準用する。

(退職手当の辞退)

第9条 役員が退職手当を受けることを辞退する申し出をした場合は、退職手当を支給しない。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19.4.1規程84)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21.4.1規程19)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。